

第 1 号議案

平成 22 年度の事業報告

平成 22 年度は、思いがけず悲惨な年として歴史に残ることになった。東日本大地震とそれに随伴した大津波、更に福島原発の大事故と続いた大災害は、我が国がかつて経験しなかった大災害であり、被災地の悲惨さは、云うまでもなく、日本経済全体にも深刻な影響を及ぼす事態となった。

今回の災害は、我が協会の会員にも深刻な被害をもたらし、一隻が行方不明、一隻が座礁、また、漁獲物の水揚げ立会のため現地を訪問していた社員一名が津波にのまれ亡くなった外、会員の事務所や所有する加工場・冷蔵庫などにも大きな被害が発生した。

更に加えて、国際的には、中東湾岸諸国に大きな政情不安と内戦が生じ、原油などの高騰を招いた外、国際的な金融不安、インフレなどの懸念も我が国の将来に暗い影を落としつつある。

こうした厳しい年ではあったが、我が協会にとり明るい話題も若干あった。天皇海山操業における豊漁もその一つであり、販売価格も一般的な不況という状況の中でありながら、比較的高価格に恵まれたため、当該域に出漁した会員には久しぶりの朗報となった。また、規制緩和の一つとして、初めて遠洋トロール漁船が水産庁から EU 向け冷凍漁船登録の承認を得た。

また、漁場の更なる多角化は、当協会の長年の悲願であったが、その面でも僅かではあったが明るい兆しがあった。インドネシア水域での操業は、同国の政情不安のあおりを受けて途中で挫折放棄を余儀なくされたが、同水域を含むインド洋海域での操業の可能性を示唆する結果を得た一方、南インド洋公海での操業からも将来に向け一定の基礎知識が得られた。

なお、本会会員による平成 22 年度の操業実績は、各国の 200 海里内及び公海水域を含め延べ隻数 23 隻・総生産金額 175 億円・総漁獲量 12 万 100 トン(合弁事業を含む)であり、前年実績から 7 千 500 トン増加した。

1. 国際対策事業

本年も二国間の政府間協議・民間協議・多国間の国際会議等に代表団を派遣し、割当確保・操業規制の緩和・漁業協力の実施に努め、漁業関係の改善と遠洋トロール漁業の維持存続に努力した。

各水域別の事業報告は次の通り。

(1) 北方水域関係

① 天皇海山

平成 22 年度の操業状況は、主対象魚種であるクサカリツボダイが湧くと云う表現が当てはまるほどの豊漁となり、平成 16 年以來の資源状態の良い年であった。当該水域には、遠洋トロール漁船 5 隻と底刺し網漁船 1 隻が出漁し、18,600 トンの漁獲があった。更に、天皇海山水域の資源管理回復計画の一環として実施された 11 月 12 月の休漁に対し、休漁補償が 3 隻の操業船に支払われた。尚、3 月 11 日に起きた東日本大震災の大津波により、当該水域操業船の内 1 隻が行方不明、1 隻が座礁と云う大被害を受けた。

② ベーリング公海

平成 22 年 9 月 22 日から 10 月 6 日まで第 15 回ベ公海条約年次会議が電子メールを利用した「バーチャル会合」で開催された。平成 5 年から 17 年間に亘ってモラトリアムが実施されてきたが、資源回復を示す情報がなかったため、漁獲可能水準(AHL)が設定されず、平成 23 年もモラトリアムを継続することになった。

(2) 南方水域関係

① NAFO(北西大西洋漁業機関)水域

カナダ東岸の公海水域で従来、赤魚・カラスガレイの 2 魚種を主体に 1 隻操業を行う予定であったが、昨年引き続き操業船を派遣出来なかった。他方、資源管理に関しては、当該水域の底魚資源が回復傾向にあり 3LN 区の赤魚枠及び 3M 区のタラ枠に復活があった。また、資源推定の第一人者であるバタワース博士と日本の科学者などが協力して、科学理事会に新しい資源評価モデルを導入した結果、次年度のカラスガレイの TAC が増加し、日本の割当枠は 1,215 トンから 1,305 トンに増加した。更に、次年度の安定した操業維持を確保するため、エビ枠とカラスガレイ・アカウオ枠の交換交渉も行った。

② CCAMLR 水域

第 29 回 CCAMLR 科学委員会・本委員会年次会議は、平成 22 年 10 月 25 日

～11月5日の間、オーストラリア・タスマニア島ホバートで開催され、飯野代表以下水産庁、遠水研、当協会及び業界関係者を含む10名が参加した。又、本年はCOP10(生物多様性条約)が日本で開催され、CCAMLRでもこの会議に触発され、豪州が提案した海洋保護区(MPA)の候補地設定とその管理措置策定の導入を巡って会議が紛糾した。その結果、全会一致とならず豪州提案は否決され、本年開催のワークショップで再検討されることとなった。

1) オキアミ漁業：

本年より、特定水域に漁獲努力が集中しないようオキアミのトリガーレベル数量62万トンの小海区への配分が行われたが、48.1区でその配分数量を超過する漁獲が行われたため、当該海区がクローズされる事態が発生した。その結果、オブザーバー100%乗船義務化などの規制強化策などが審議されたが、全会一致に至らなかった。なお、日本の申請数量3万トンは承認された。

2) メロ類の開発漁業：

現在、漁獲枠が無い水域及び禁止水域での調査操業手法を確立する会議をWG-SAMで行うことが承認された。また、資源評価に使用されるメロのタグ放流の正確さが規則化された。日本のオビ・レナバンク及びバンザレバンクの科学調査操業については、厳しい交渉の末に承認された。その他の水域の日本の申請は全て承認された。

③ ニュージーランド水域

当該水域の主対象魚種であるホキは資源状況が上向き、TACは昨年より3万トン増加し約12万トンに設定された。南タラは8千トン増加し、TACは約4万5千トンに設定された。本年度は1隻が操業し、ホキ及び南たらの操業は順調に推移した。

④ SEAFO(南東大西洋漁業管理機関)水域

平成22年10月11日から15日の間、ナミビアのウインドホックで、SEAFO委員会の締約国になって初めての第7回年次会議が開催され飯野政府代表外8名が参加した。このアフリカ南西岸(アンゴラ・ナミビア・南ア)の公海域(SEAFO)では、カニ籠船一隻と底延縄船一隻が操業している。年次会議では締約国としての主張と交渉が功を奏し、メロの漁獲枠30トンが増加した。更に、一部禁漁水域の解除等、安定操業の大きな成果を得ることが出来た。尚、現在、加盟国は日本、アンゴラ、ナミビア、南ア、ノルウェー・EUの6カ国であり、韓国が加盟したとの情報もある。

⑤ 南インド洋水域

金井漁業所属船第58富丸は開発センターによる開発調査用船事業が終了した8月末より、同水域でキンメダイ主体の中層トロールで12月末まで商業操

業を行った。天皇海山操業の代替漁場としての漁場価値が高まると同時に、天皇海山操業船の漁獲努力量削減のシフトにも貢献することになった。当該公海水域は、未だ国際漁業管理機関が設立されていないため、今後、同公海水域で操業するためには、同公海水域で操業している各国の会社で組織している南インド洋深海漁業協会（SIODFA）へ加盟することが必要である。

2. その他関係事業

(1)北太平洋地域漁業管理機関の設立

我が国が主体となり、天皇海山水域の底びき網漁業の禁止を阻止すべく積極的に行われてきた地域漁業管理機関設立会合も、従来の日本・韓国・ロシア・米国の4ヶ国にカナダ・中国・台湾が加わり、管理水域も北太平洋に拡大され、サンマ・イカ等の中層資源も管理対象になった。平成22年8月にユジノサハリンスクで行われた第9回北太平洋漁業管理機関設立会合では、条約案の完成を優先させることが決議され、平成23年3月に開催されたバンクーバーでの第10回北太平洋地域漁業管理機関設立会合で、ようやく条約文が全会一致で承認された。当会からは、これらの会議に担当者を積極的に参加させ、天皇海山水域の漁場確保に努めた。

(2)水産総合研究センター用船事業

日トロは、昨年に引き続き、実施時期を変えた南西インド洋公海域での海洋水産資源開発調査を(独)水産総合研究センターに要請し、同センターの公募による審査を得て、金井漁業株式会社所属船の第58富丸が用船され、調査が実施された。この開発調査操業は、海山域の脆弱な生態系(VME)に悪影響を与えないよう中層トロール漁具を使用し、主対象魚種のキンメダイを漁獲することにあつた。開発調査操業は平成22年4月1日から8月26日までの5ヶ月間実施され、その調査結果は好成績を収めた。この調査により遠洋トロール船の新漁場が開拓されるとともに、天皇海山操業船の漁獲努力量のシフトも促進されることになった。

(3)南インド洋深海漁業協会(SIODFA)への加盟

南インド洋漁業管理機関(SIOFA)が発効していない状況の中、この水域では南インド洋深海漁業協会(SIODFA)傘下の各国4社・4隻のトロール船が自主管理措置を設定し、環境団体のIUCNと責任ある持続可能な操業を行っている共同声明を出し、環境保護団体の圧力を回避している。開発センターの用船調査事業を第58富丸で行い、調査操業終了後には、同船が当該水域で商業漁業を行う予定だったので、速やかに安全に操業に着手するにはSIODFAに加盟することが必要であると認識し、5下旬に開催されたSIODFAの年次会議に参加した。会議では、加盟に当たっての諸条件が出され、9月より1年間の準会員

期間を経て会員になれるか否かが審査されることになった。

(4)全国水産物輸入対策協議会

平成 22 年 5 月に全国水産物輸入対策協議会の総会が開催され、WTO 交渉の状況・漁業補助金交渉の状況・FTA・EPA 交渉及び次年度の方針についての報告があった。本年 WTO 交渉は停滞し、代わって FTA/EPA の交渉が活発になり、既に我が国は 13 ヶ国と地域で大筋合意している。また、突如、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP・原則 100%の関税撤廃)が登場し、加盟の是非が検討されることとなった。当協会は、全国水産物輸入対策協議会と歩調を合わせ、日比谷公会堂での農業団体と共に決起集会を開催し、我が国の水産資源の保護や漁船漁業維持など水産業存続に悪影響を及ぼす自由貿易ルールの締結には、反対すべく抗議行動を起こし、我が国政府関係者へ要請を行った。

(5)漁船マルシップ制度

昨年から続く経済不況の中、魚価の低迷が深刻化している。このような厳しい経済状況の中、昨年に引き続き本年度も会員各社と連絡を密にして、マルシップ管理委員会に出席し、漁船漁業の円滑なる遂行に尽力した。

(6)エコラベルへの取り組み

大日本水産会を事務局とし、立ち上げられた「MEL(マリン・エコ・ラベル)ジャパン」については、積極的に広報普及委員会等に出席し、我が国の漁業が MEL を取得出来るよう活動を行った。現在 6 漁業種が MEL を取得している。

(7)セーフティネット事業制度

燃油価格の高騰に対するリスクヘッジとして、漁業者と国が折半で基金を作り、原油価格の高騰部分が基準価格水準を超えた場合には、その超えた部分について補填する事業が設立された。当協会も、この制度を利用し、燃油高騰の際には会員のリスク回避に繋がることになった。